

商品
概要書

FWD収入保障

無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ

特長

1 のこされた家族のための生活費を準備

死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、年金支払期間満了まで年金を毎月お支払いします。
また、「配偶者同時災害死亡時割増特則」を適用することで、同一の不慮の事故でご夫婦が2人とも死亡した場合、遺族年金に災害割増遺族年金を上乗せすることができます。

2 障害で働けなくなった場合等に備える

生活支援特則を付加することで、身体障害等によって働けなくなるような場合にも備えることができます。

3 健康状態等に応じた保険料率

健康な方や喫煙しない方は、より割安な保険料率でお申込みいただけます。

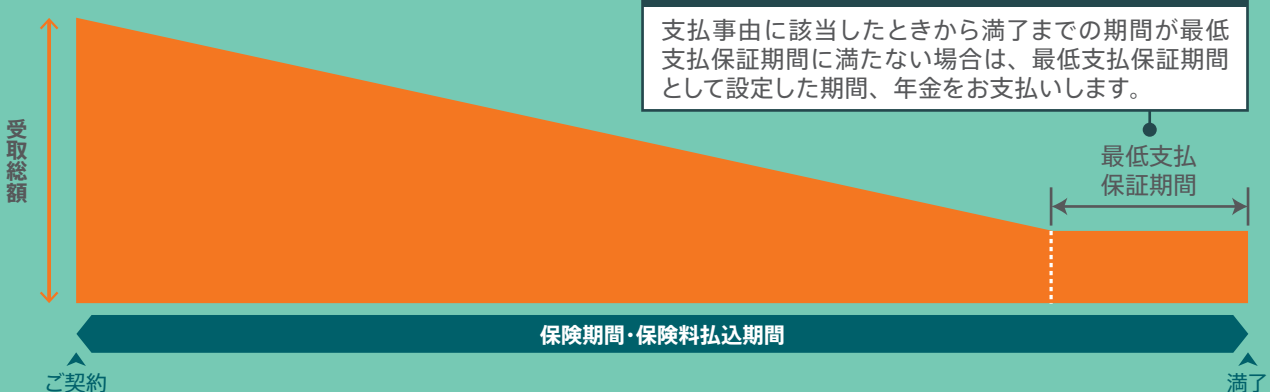
4 治療や健康をトータルにサポート

日々の健康管理の相談や、セカンドオピニオンを含む「FWD富士生命健康サービス」を利用できます。
※「FWD富士生命健康サービス」はFWD富士生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)が提供します。
※「FWD富士生命健康サービス」のご利用は保険期間満了までとなります。

年金受取イメージ



年金受取総額の推移イメージ



保障内容(主契約(本則))

年金名等	支払事由等
遺族年金	死亡したとき
高度障害年金	所定の高度障害状態に該当したとき
保険料払込免除	(保険料払込免除事由については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)

主な取扱規定

主契約の最高年金月額	ご契約条件により異なります。	主契約の最低年金月額	5万円
保険期間・保険料払込期間	50歳～80歳かつ10年以上	保険料払込方法	月払・半年払・年払
契約年齢範囲	20歳～70歳	配当金	なし
解約返戻金	なし		

※ご契約条件によりお申込みいただけない場合があります。

特則・特約について

※ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

特則・特約名	年金名等	支払事由等
配偶者同時災害 死亡時割増特則*1*2	災害割増遺族年金	次のすべてに該当したとき ①主契約(本則)の被保険者が不慮の事故によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき ②この特則の被保険者が上記①と同一の不慮の事故によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき
生活支援特則	障害年金	次のいずれかに該当したとき ①所定の高度障害状態に該当したとき ②身体障害者福祉法に定める障害の等級1～4級のいずれかに該当し、身体障害者手帳が交付されたとき
	介護年金	公的介護保険制度により要介護1以上に認定され、その効力が生じた時
3 大疾病保険料払込免除特約II ※この特約の悪性新生物に関する保障は、この特約の責任開始日から91日目(悪性新生物責任開始期)に開始します。	—	次のいずれかに該当したとき以後の保険料の払込みを免除します。 ①初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②心疾患で所定の手術を受けたとき、または継続して15日以上入院をしたとき ③脳血管疾患で所定の手術を受けたとき、または継続して15日以上入院をしたとき
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	余命6か月以内と判断されたとき
指定代理請求人特約	—	年金・保険金等の受取人である被保険者が、年金・保険金等を請求できない所定の事情があるときに、年金・保険金等の受取人に代わり、指定代理請求人が請求を行うことができます

*1 この保険のお申込みにあたっては、配偶者同時災害死亡時割増特則の適用または不適用を選択していただきます。この特則を適用した場合の保険料と、この特則を適用しない場合の保険料は同額です。

*2 主契約(本則)の被保険者の戸籍上の配偶者がこの特則の被保険者となる資格を有します。この特則を適用するには、被保険者となる方の同意および申込書への自署が必要です。

適用料率について

この保険のご加入にあたっては、「非喫煙者優良体保険料率」、「喫煙者優良体保険料率」、「非喫煙者標準体保険料率」または「喫煙者標準体保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。

(適用条件を満たしている場合:○ 適用条件を満たしていない場合:×)

適用料率種類	適用条件	
	健康状態および既往症等	喫煙歴
	● 健康状態および身体状態が、所定の引受基準において良好であると認められること ● 血圧値が次の範囲内であること 〈最大血圧140未満、最小血圧90未満〉 ● ボディ・マス・インデックス(BMI*3)の値が次の範囲内であること 〈18.0～27.0〉 *3 BMI＝体重(キログラム)÷{身長(メートル)} ²	過去1年以内に喫煙していないこと
非喫煙者優良体保険料率	○	○
喫煙者優良体保険料率	○	×
非喫煙者標準体保険料率	×	○
喫煙者標準体保険料率	×	×

※「非喫煙者優良体保険料率」または「喫煙者優良体保険料率」にお申込みの際は、医師による診査または健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。

※「非喫煙者優良体保険料率」または「非喫煙者標準体保険料率」にお申込みの際は、通常の診査を行い喫煙歴について告知していただくとともに、FWD富士生命所定の喫煙検査を行い、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。なお、検査の結果によっては「喫煙者優良体保険料率」または「喫煙者標準体保険料率」でのお引受けとなる場合があります。

※被保険者本人は喫煙者でなくとも、受動喫煙等により「喫煙者」と判定されることもあります。

●この資料は、2018年8月2日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。

●この資料では、保険商品の概要をご案内しています。保険商品の詳細につきましては、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

募集代理店

FWD富士生命保険株式会社

ホームページ www.fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)
受付時間:月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～18:00

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195